

# 建設機械保有状況内訳書

許可番号 大臣・知事 第99999号  
 商号又は名称 (株)大分建設工業

| 通番 | 建設機械の種類  | メーカー名 | 製造番号・車体番号 | 所有<br>又は<br>リース | 取得日又はリース期間         | 特定自主検査<br>実施年月日 |
|----|--|-------|-----------|-----------------|--------------------|-----------------|
| 1  | ショベル系掘削機   | ***   | 30S20001  | 所<br>リ          | H15.4.4 ~          | H28.11.30       |
| 2  | トラクターショベル  | ◇◇◇   | 123R4567  | 所<br>リ          | H27.9.1 ~ H30.8.31 | H28.10.31       |
| 3  | 大型ダンプ車   | □□□   | 大分さ0000   | 所<br>リ          | H25.8.2 ~          | H28.1.14        |
| 4  |  |       |           | 所               | ~                  |                 |
| 5  | <p>※リース契約の場合は、リース期間が審査結果の有効期間（基準日から1年7月）を含んでいる場合のみ評価対象となります。</p> <p>リース期間が経審の有効期間を含んでいることが必要<br/>                     (有効期間内に自動更新となる契約は不可)</p> |       |           |                 |                    |                 |
| 6  |  |       |           |                 |                    |                 |
| 7  |  |       |           |                 |                    |                 |
| 8  |  |       |           |                 |                    |                 |
| 9  |  |       |           | 所               | ~                  |                 |
| 10 |  |       |           | 所               | ~                  |                 |

## ※評価対象となる建設機械

- ①ショベル系掘削機 : ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有するもの
- ②ブルドーザー : 自重が3トン以上のもの
- ③トラクターショベル : バケット容量が0.4立方メートル以上のもの
- ④モーターグレーダー : 自重が5トン以上のもの

確認資料(①~④共通) ⇒ 評価対象建設機械に係る売買契約書又はディーラーからの販売証明書の写し、リース契約書の写し及び特定自主検査記録表(審査基準日から直前1年以内に特定自主検査を実施しているもの)の写しを添付すること。

- ⑤大型ダンプ車 : 車両重量8トン以上又は最大積載量5トン以上で事業の種類として建設業を届け出、表示番号の指定を受けているもの
- 確認資料 ⇒ 評価対象建設機械に係る売買契約書又はディーラーからの販売証明書の写し、リース契約書の写し及び自動車検査証(初年度登録年月日と当該自動車検査証の有効期間の満了日との間に審査基準日が含まれているもの)の写しを添付すること。

(記)

- ⑥移動式クレーン : つり上げ荷重3トン以上のもの
- 確認資料 ⇒ 評価対象建設機械に係る売買契約書又はディーラーからの販売証明書の写し、リース契約書の写し及び移動式クレーン検査証(移動式クレーン検査証に記載されている有効期間内に審査基準日が含まれているもの)の写しを添付すること。